

寄付者の権利宣言 2010

2010年2月7日

日本ファンドレイジング協会

私たちは、すべての人が社会をより良くしていくために、自由な意思に基づく寄付やボランティア活動により、社会に参加する権利を有していると考えています。

私たちは、寄付の促進のためには、寄付に託された寄付者の志や思いがきちんと受け止められ、寄付者が寄付による満足感や達成感を得られることが大切だと考えています。

よって、私たちは、寄付という行為を通じて、寄付者と寄付の受け手が相互に理解を深め、信頼関係を構築していくために、ここに寄付者の権利を宣言します。

1. 寄付者は、寄付に際して、寄付先、寄付目的、寄付金額、寄付物品を自身の意思で決めることができます。
2. 寄付者は、寄付金や寄付物品の使途目的をあらかじめ知ることができます。
3. 寄付者は、寄付先の組織、事業内容、財務情報について知ることができます。
4. 寄付者は、寄付金や寄付物品が実際にどのように活用されたかを知ることができます。
5. 寄付者は、寄付先に、自身の個人情報の保護を求めることができます。

私たちは、寄付者の権利は時代とともに進化するものと考えています。

本宣言を起点として、日本ならではの寄付のあり方について議論を広げていきたいと考えています。

「寄付者の権利宣言 2010」共同提唱者（五十音順）

| | |
|------|-------------------------------------|
| 浅野 晋 | 青葉総合法律事務所 弁護士 |
| 伊藤美歩 | 有限会社アーツブリッジ 代表 |
| 鶴尾雅隆 | 日本ファンドレイジング協会 常務理事・事務局長 |
| 大橋正明 | 特定非営利活動法人国際協力NGOセンター 理事長 |
| 金沢俊弘 | 公益財団法人公益法人協会 専務理事・事務局長 |
| 岸本幸子 | 特定非営利活動法人パブリックリソースセンター 理事・事務局長 |
| 渋澤 健 | 株式会社シブサワ・アンド・カンパニー代表 |
| 白土謙二 | 株式会社電通 執行役員 |
| 田幸大輔 | 社団法人経済同友会 マネージャー |
| 田尻佳史 | 特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長 |
| 田代富保 | 社団法人企業メセナ協議会 事務局長 |
| 田中 皓 | 公益財団法人助成財団センター 専務理事 |
| 林 泰義 | 特定非営利活動法人玉川まちづくりハウス運営会員 |
| 早瀬 昇 | 社会福祉法人大阪ボランティア協会 常務理事・事務局長 |
| 船橋 力 | 株式会社ウィル・シード 代表取締役 |
| 堀田 力 | 日本ファンドレイジング協会 代表理事/財団法人さわやか福祉財団 理事長 |
| 松原 明 | 特定非営利活動法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 常務理事 |
| 脇坂誠也 | 脇坂税務会計事務所 税理士 |